

# 南相馬市みらい夢義援金の受付について

このたびの震災にあたり、本市に対するご支援とご協力について厚く御礼申し上げます。

## 1. 義援金の送金方法

銀行振込の場合

以下の口座へお振込みください。

(振込先) 七十七銀行 原町支店  
(口座番号) 普通預金 9089683  
(ふりがな) みなみそうましさいがいたいさくほんぶ ほんぶちょう もんまかずお  
(口座名義) 南相馬市災害対策本部 本部長 門馬和夫  
振込手数料が必要となります。

現金書留の場合

郵送料は御負担願います。

(送付先)  
〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地  
南相馬市みらい夢義援金 南相馬市長 門馬和夫

現金を持参する場合

南相馬市役所 本庁舎 3 階 財政課へ、直接御持参願います。

## 2. 受領証の発行をご希望の場合について

「みらい夢義援金申込書」に必要事項を御記入の上、下記の間合せ先に FAX、郵送、電子メールでの送付または御持参願います。

申込書同等の事項をお知らせいただければ、任意様式等によるご連絡によりお申し込みいただくことも可能です。

銀行振込みの方には、義援金取扱口座への送金が確認できしだい、受領書を郵送させていただきます。

現金書留の方には、速やかに受領書を郵送させていただきます。

現金を持参していただいた方には、その場で受領書をお渡しします。

申込書を省略し既にご送金等いただいた分についての受領書が必要となった方は、その時点で申込書を送付(電子メール・FAX 可)いただくか、

問い合わせ先までご連絡願います。

～税法上の措置について～

所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除(2千円を超える分について)、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除(2千円を超える分について)、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。

なお、銀行振込により義援金取扱口座へ送金いただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受取書(受領書)の原本(金額や振込内容がわかるもの)を添付し、損金及び寄附金控除等を受けるための受領書(証明書)にかえることができます。

### お問い合わせ先

南相馬市役所 総務部財政課財政係

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27

電話 0244-24-5225

FAX 0244-24-5214

e-mail [zaisei@city.minamisoma.lg.jp](mailto:zaisei@city.minamisoma.lg.jp)